

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月2日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第19号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市久世老人デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削る。

附 則

この規則は、平成18年6月3日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)